

令和4年10月18日	
所属	総務局企画管理課
所属長	上町 和生
電話	06-6489-6169

政務活動費の返還請求について

尼崎市長は神戸地方裁判所（行ウ）第13号政務活動費返還請求住民訴訟事件について、判決が令和4年10月12日に確定したことから、地方自治法第242条の3第1項の規定に基づき、維新の会に対して、政務活動費の返還を次のとおり請求しました。

1 請求年月日

令和4年10月18日

2 請求内容

「政務活動費の返還について（請求）」（別紙）のとおり

3 参考

神戸地方裁判所（行ウ）第13号政務活動費返還請求住民訴訟事件

令和3年3月26日付 提訴

令和4年9月27日 判決言渡

（尼崎市長が維新の会に対する返還請求を命ずるもの）

令和4年10月12日 判決確定

以 上

(別紙)

尼総企第757号

令和4年10月18日

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

維新の会

光本圭佑様

尼崎市長

稲村和美

政務活動費の返還について（請求）

神戸地方裁判所令和3年（行ウ）第13号政務活動費返還請求住民訴訟事件について、判決が確定したため、地方自治法第242条の3第1項の規定に基づき、次のとおり政務活動費の返還を請求いたします。

なお、支払期限までに全額の支払がない場合は、地方自治法第242条の3第2項の規定に基づき、その支払を求めて訴訟を提起しなければならないことを申し添えます。

1 返還金額

金15,696円

2 支払期限

令和4年12月11日

3 その他

上記の神戸地方裁判所の判決には、本市からの請求の日の翌日から支払済みまでの返還金額に対する年3%の割合による金員の支払も含まれていることから、政務活動費の返還後に別途請求いたします。

以上